書面報告（１）―①―Ⅰ

Ⅰ　小児慢性特定疾病及び指定難病に係る事業について

保健総務課

事業概要

（１）医療費助成

小児慢性特定疾病児童等について、健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図るため、医療費の一部を助成する。（難病患者については、千葉県の特例条例により事務の一部を実施）

（２）療養支援

難病患者の療養上の不安解消並びに小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図り、安心して在宅療養ができるよう、難病患者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

（１）医療費助成

◆医療費助成の更新手続を実施した。

医療費助成対象件数　　（単位：件）

	2年度	３年度	4年度	5年度	6年度 （10月末時点）
小児慢性	740	721	727	704	650
難病	4,695	4,482	4,639	4,995	5,226

※令和2年度の件数が令和3年度より多いのは、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により更新手続きが不要としたことで、更新時非該当者がいなかったことによるものと推測される。

（２）療養支援
①相談支援

◆相談支援について、電話による相談を中心とし、訪問・面談による相談を実施した。

相談支援件数　（単位：件）

	種別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度（10月末時点）
小児慢性	訪問	9	7	3	51	42
	面談	40	33	65	104	96
	電話	551	512	176	278	175
難病	訪問	132	162	142	184	71
	面談	45	100	107	116	117
	電話	1,040	1,068	892	969	630

（２）療養支援

②講演会・交流会（患者の集い）

◆令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止していた講演会・交流会（患者の集い）及び勉強会について、令和5年度より再開した。

講演会・交流会及び研修会開催状況

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 （10月末時点）
小児慢性	0回	0回	0回	1回	4回
	—	—	—	医療的ケア児の在宅移行時の方法と保健師に求める役割・機能	○小慢講演・交流会「きょうだいさんの安心を増やす工夫」 ○難病・小慢講演・交流会「腎臓系疾患の治療と食事について」 ○難病・小慢講演会「能登半島沖地震から考える『本当に必要な防災』」 ○小慢【研修会】障害福祉サービス「医療的ケア児支援を中心として」(12月予定)
難病	0回	0回	0回	2回	4回 （うち2回は上記小慢と合同）
	—	—	—	○難病・小慢交流会「原選手と一緒に知ろう！語ろう！ＩＢＤ」 ○難病研修会「医療機器を使用している在宅難病患者の災害支援」	○難病講演・交流会 「慢性呼吸器疾患患者のための呼吸リハビリテーションを学ぼう！」 「パーキンソン病の最新治療について」

（２）療養支援

③協議会・部会

難病患者や慢性疾病児童等及びその家族（以下、「難病患者等」という）が、地域の中で安心して暮らすことが出来るよう、医療・保健・福祉等関係機関に属する委員で構成される協議会・部会において協議を行った。

協議会・部会の開催状況

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度（10月末時点）
慢性疾病児童等	慢性疾病児童等地域支援協議会	1回（書面）	0回	1回	1回	1回
	保健医療部会			1回	1回	R7．2開催予定
難病	難病対策地域協議会	1回（書面）	0回	1回	1回	1回
	ふなばし神経難病サポートネットワーク部会	0回	0回	1回	1回	R7．1開催予定

※平成30年度から令和元年度までは小児慢性・医療的ケア児の地域支援に関する意見交換会を別々に開催
令和3年1月に合同で協議会を設置し、書面開催にて優先的に取り組むべき課題等について意見聴取した。

（２）療養支援
③－１慢性疾病児童等地域支援協議会

	優先的に取り組むべき課題	委員からの意見
１	預け先の確保	• 医療的ケア児が利用可能な預け先の充実 • 移動支援の充実
２	災害対策	• 停電時の電源確保 • 災害時個別避難計画の作成
３	相談支援の充実	• 相談支援専門員と自立支援員の連携 • 医療的ケア児等コーディネーターの体制整備

※令和２年度書面開催による協議会にて協議会委員より聴取

１．預け先の確保

■医療的ケア児に係る入所施設等について

医療的ケア児を受け入れる入所施設及び医療型短期入所施設が不足していることから
引き続き、千葉県に対して施設整備を要望していく。

■保育所について

【新規】令和6年度～

ふなばし市訪問看護連絡協議会と協定締結

会計年度任用職員の看護師の雇用が困難であるなか、医療的ケア児の利用需要に応えるため、
ふなばし市訪問看護連絡協議会と訪問看護業務委託支援に関する協定を締結し、必要時に
医療的ケアを保育園で実施できる体制整備を整えている。

■千葉県特別支援学校の通学について

【新規】令和6年度～

千葉県医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業

特別支援学校に在籍するスクールバスへの乗車が困難な医療的ケア児について、
通学に係る保護者負担を軽減するため、千葉県の負担により保護者の代わりに看護師等が
福祉タクシー等に同乗して、送迎を行う通学支援体制を新たに構築するモデル事業を実施。

2. 災害対策

■停電時の電源確保

【新規】令和6年度～

非常用電源購入費用の助成開始

在宅で人工呼吸器を使用する方等が、災害時などの停電時にも安心して日常生活を継続できるよう、非常用電源の購入費用の一部助成を開始。

■自助力の強化支援

【新規】令和6年度～

災害対応ガイドブック・災害対応ノートを作成し、配布

医療的ケア児とご家族の方が、防災意識を高め、自助力の強化を図ることができるよう作成。市ホームページに掲載し、ダウンロードも可能。
該当する方には個別に配布し、活用方法を説明していく。

■災害時個別避難計画の作成

【新規】令和５年度～

在宅で人工呼吸器を使用するお子さんをモデル事例として実施

在宅で人工呼吸器を使用するお子さんを1人モデルとして協力いただき、個別避難計画を作成した。支援する関係者が自宅に集まり、実際に災害が起きた時の動きを話し合った。
作成時に生じた課題については、災害対策に係る庁内関係課と共有していく。

３．相談支援の充実

■情報提供体制の強化

【新規】令和6年度～

医療的ケア児に必要な情報をまとめたホームページを作成

・必要な情報を得るのに担当課が分かれていて探すのが大変…
・必要な情報を行政側から発信してほしい！

そういった声に応えて、医療的ケア児に役立つ情報が得られるよう、
専用のホームページを開設。

■個別支援の強化

慢性疾病を抱えるお子さんやご家族にとって、身近に相談できる人、
協力できる人になれるよう、支援に携わる医療的ケア児等コーディネーターや
保健師のスキルアップのため、研修会や事例検討会を実施。

（２）療養支援

③－２難病対策地域協議会

市民からのおたずね票（アンケート）結果からわかったこと

属性　…神経・筋疾患、消化器系疾患、免疫系疾患の患者が多く、
それぞれの疾患や年代、自立度など療養状況には差が大きい。

医療　…疾患群によって受診先の所在地に偏りがある。
現在の医療機関を選んだ理由も様々だった。

就労　…就業率は国の難病患者の就業率に比べると高い水準だった。
疾患群によって就労状況に差があった。

困りごと…心配ごとや困りごとがない（相談できている）人が約60%。
行政に求められているのは主に「医療費助成」「情報取得先」「相談先」

疾患やあらゆる要因によって療養状況は様々であるため
総論ではなく、各論で議論を進めていく必要がある

令和６年度の議題（テーマ）は「就労支援」

		課題
1	医療体制	緊急時の受け入れ病床の確保 神経内科医と他科医師の連携強化 在宅神経難病患者の訪問診療医の確保
2	人材育成	コメディカルへの教育支援体制強化 専門医以外の医師仲間の確保 保健センター保健師との連携 介護職などへの医療的処置の普及と啓発 専門医以外の医師仲間の確保
3	災害対策	難病患者への災害時の支援体制の整備 在宅医療機器使用者への対策及び医療調整、支援体制の整備
4	地域資源	患者へ家族への情報提供支援体制の強化 地域住民の教育の場の提供
5	就労支援	就労離脱防止・就労継続への支援

【就労支援】
難病の方の就労支援の課題と実際

■制度の間にある
→ 障害者手帳の該当しない難病の方は「一般枠」で応募

〇指定難病なのか障害者総合支援法の難病なのか
〇障害者手帳の対象者か→障害者雇用促進法の対象になるか
〇合理的配慮の対象者

■小児から成人への「移行期」の相談が増加
→「制限がある生活」が当たり前の中で生活してきている
自分がどのような配慮を求めたいのかを、うまく説明できない

■「疾病」と「障害（困りごと）」を併せ持つ
病気の症状そのもの　・　症状や薬の副作用による「困りごと」

■支援に「個別性」が求められている
同じ疾患名でも状態に差がある
難病だけでなく、他の疾患や障害を重複しているケース多い

【就労支援】
難病の方の就労支援の課題と実際

＜難病患者就職サポーター＞

■１名設置

ハローワーク千葉では難病患者が安定した就労環境を得るために必要な支援を提供し、就労機会の拡大を目指すことを目的として「難病患者就職サポーター」を１名設置し、就労支援を行っている。

■個別支援

原則予約制で、１回５０分。
プレ相談から就職までおおむね３か月ほどかかることが多い。

＜職業準備性のチェック＞※相談前にチェックしてほしいこと

〇医師からの就労許可がでているか
〇個人差も踏まえた病状を自分自身で把握できているか
〇就労上の配慮事項を把握しているか

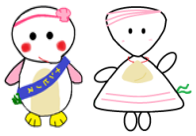

求職活動では、会社に病気のこと（病気の症状の為に困難なこと等）を**「どの様に」「どの程度」**伝えるのかがポイント！！

【就労支援】
難病の方の就労支援の課題と実際

＜以下、協議会委員からの意見＞

○ハローワークとの連携が大事

・働き方は様々になっているので、ハローワークや難病患者就職サポーターとつながっていくのが大事だと思う。

○会社側への難病理解への周知が必要

・患者だけでなく企業側からも触れていいのかわからないという相談が多い。
・漫画で説明した資料で理解してもらえたという話もあった。

○就労相談に来てもらうのではなく患者に会える場所へ行く

・病院で定期的に相談会を行っているところもある。患者がアクセスしやすいような場所へ足を運んだりすればいいのかなと思った。

○会社へ病気のことを伝える努力が重要

・患者には辞めない方法を考えるように伝えることがある。実際の支援としては、患者に会社の就労規則を見てもらったうえで、現在の業務内容を書き出して、できること、絶対できないこと、配慮があればできることを伝える努力をしてもらうことが重要と考えている。

協議会委員からの意見を参考に、難病患者への
就労支援に必要なことを整理していきます

今後の取り組み

◆引き続き療養支援の充実に向け、アンケート調査により把握した市民ニーズや協議会委員からの意見を聞きながら、必要な事業計画の立案を行っていく。

書面報告（１）―①―Ⅱ

Ⅱ　船橋市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について

保健総務課

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは

* 精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労など）・地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステム。
* システム構築にあたっては、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築する必要がある。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○ 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。

○ このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

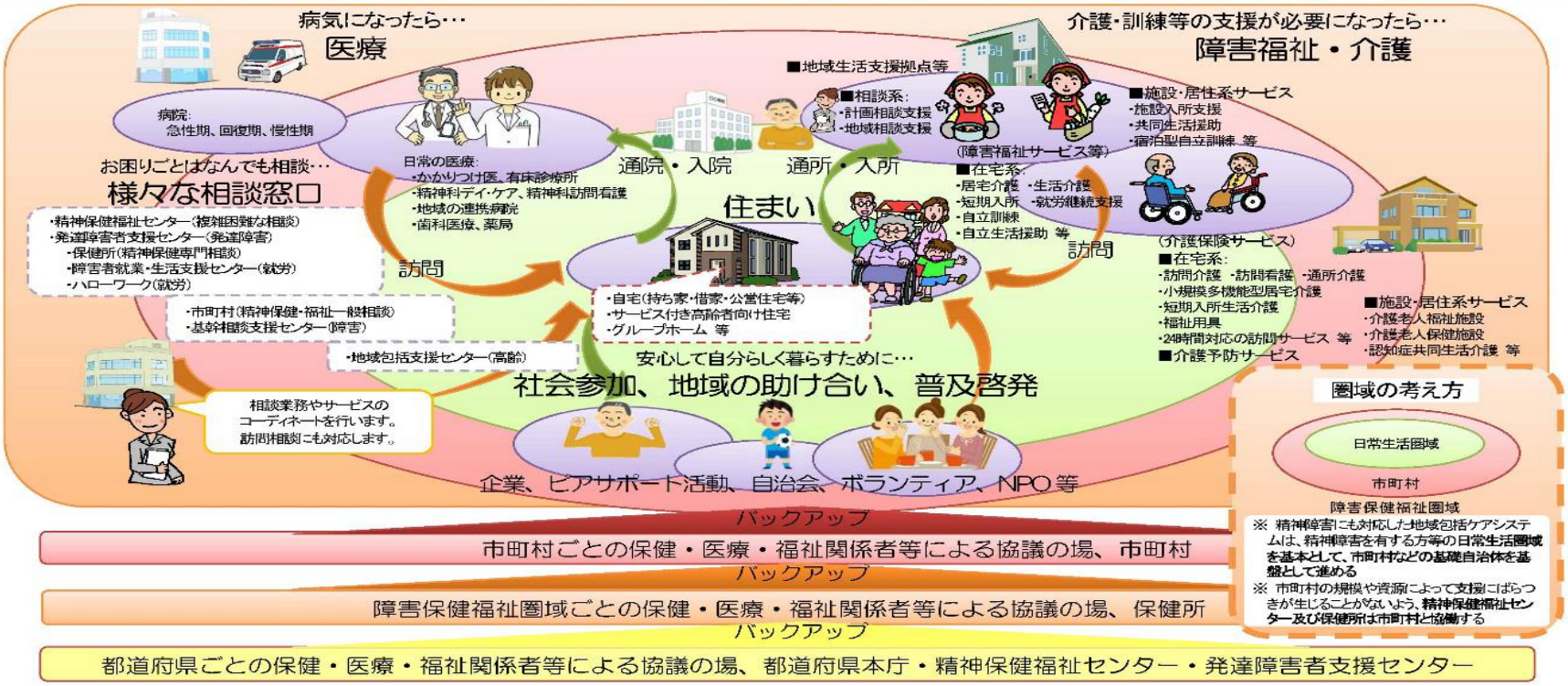

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

* 令和６年度は、保健・医療・福祉関係者と協議会１回および部会（実務者会議）２回において、令和３年度から継続中の地域課題を共有し課題解決の具体的な方策を協議検討している。
* 【協議会および部会（実務者会議）】
* 協議会　　令和６年８月１日実施
* 部会（実務者会議）　令和６年１１月８日実施
* 　　令和７年3月実施予定

課題および課題解決の方策

課題	方策
①精神科病院退院後の支援機関の役割が不明瞭で、状況悪化時の対応方法や連携が不十分。	①部会（実務者会議）内で＊退院前カンファレンスの推進の周知と同支援関係者会議の実施状況について把握する。
②相互の役割の認識不足で連携ができず自機関で抱え込んでしまう。 　精神障害者への支援や対応、スキルが不十分。	②定期的な事例検討会を実施 （１１月８日実施、３月開催予定）
③精神障害者の治療中断により、支援者との関係が途絶し、状態悪化や孤立を招く。	③支援者共通の治療中断者への支援フローを作成し運用中。運用してみての意見等を３月に聞き必要に応じて修正する。
④支援関係者間で連携をする際の個人情報の取扱いについて	④本人同意の取り方について部会（実務者会議）内で共有し支援や連携時に役立てることを周知。
⑤認知症も含めた身体合併症者への支援と連携	⑤部会（実務者会議）内で検討予定

＊退院前カンファレンス：退院後の支援機関の役割や状況悪化時の対応方法を検討するため入院中から支援機関同士で開催する会議

今後の取組みについて

* 既に実施している、退院前カンファレンスや事例検討会については関係機関同士の役割の理解やスキルアップ、実際の支援に活かせるものであるため、今後も継続実施していく。
* 治療中断者支援フローを部会（実務者）内所属で運用実施し、３月の部会（実務者会議）で運用した感想や意見を聴取。必要に応じてフローの修正を行う。
* 支援者間における個人情報の取扱いおよび認知症も含めた身体合併症者への支援と連携について、１０月の部会（実務者会議）内で課題について協議検討を行った。３月の部会（実務者会議）では課題解決の方策について協議検討する。

書面報告（１）―①―Ⅱ

Ⅱ　心のサポーター養成研修について

保健総務課

心のサポーターとは

* メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けをする、傾聴を中心とした支援者です。
* 地域で誰もが暮らしやすい地域共生社会を実現するため、地域住民の理解や支えが広がることを目指しています。
* 2時間の養成研修を受講後に認定証を交付します。

心のサポーター養成研修について

* 国では令和６年度から５年間で３８万人、令和６年度から１０年間で１００万人の心のサポーターを全国で養成することを目標としています。
* 本市では以下の目標で研修を進めていきます。

年度	令和６年度から１０年度	令和１１年度から１５年度
養成者	毎年４００人	毎年８００人

* ※本市での令和６年１２月末時点での養成者２３４人

今後の方向性について

* 市民や民生委員、市職員等幅広い対象に毎年実施していきます。
* サポーターが増えることで、誰もが安心して生活できる地域社会を目指します。

書面報告（１）―① ―Ⅲ

Ⅲ　医療安全の推進について

保健総務課

医療における安全文化

* 平成１１年に連続して発生した病院における医療事故を契機に、国が医療安全施策の推進を進める
* 医療に従事するすべての職員が、患者の安全を最優先に考え、その実現を目指す態度や考え方及びそれを可能にする組織のあり方が求められる
* 個々の要素の質を高めつつ、いかにしてシステム全体を安全性の高いものにしていくかが課題である
* 個人の責任追及ではなく、原因を究明しその防止のための対策を立てていくことが極めて重要となる

医療機関における安全確保の体制の整備とあわせて、医療の質、安全、患者サービスの向上を図るためには、患者・患者家族等（以下「患者等）という。）の声を、医療機関へ届ける窓口が必要である

➡ **医療安全支援センター**

医療安全支援センターについて

* 患者等からの苦情・相談などへの迅速な対応や、医療機関への情報提供を行う体制を構築するため、国が平成１５年に都道府県や保健所設置市に医療安全支援センター（以下「支援センター」という。）の設置を推進した
* 平成１９年には支援センターの一層の推進を図り、医療法上に位置付け、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に設置するよう努めることと規定された
* 支援センターでは、医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者等に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行う
* また、医療機関の管理者、従業員に対する医療安全に関する研修の実施、支援センターの運営方針や医療安全の推進のための方策等の検討を行う医療安全推進協議会の開催等を行う

船橋市医療安全支援センターの体制

１　設置年月日

　　平成２５年１０月（相談窓口は平成１８年６月より開始）

２　相談員

　　看護師　　４名

　　薬剤師　　３名

　　保健師　　１名

　　事　務　　１名

３　受付内容

　　医療行為、医療内容に関する相談・苦情

　　医療従事者の接遇・説明不足に関する苦情　　等

４　受付時間　　月曜日～金曜日

　　９時～１２時、１３時～１６時

５　専用電話　　０４７－４０９－１６４０

船橋市医療安全支援センターの目標

医療機関への苦情相談に対して、必要かつ適切な対応を実践する

ただ苦情を医療機関側に伝えればよいわけではない

苦情・相談等から探知した医療の安全に係る内容について、医療機関への事実確認、必要に応じて立入検査等を行い、医療機関における体制改善につなげることが重要

船橋市医療安全支援センターの取り組み
１　医療に関する苦情・相談への対応

【受付状況（令和5年度）】

受付件数：968件

性別：男性 39.5%　女性 60.0%　不明 0.5%

受付方法：電話 97.7%　来所 0.9%

手紙・メール他 1.3%

内容：相談 55.2%　苦情 44.8%

対応時間：平均 21.5分

- 年々、苦情の割合が増加
- 令和５年度は総件数、苦情件数ともに過去最高を記録
- １件あたりの対応時間が相談より苦情が長いため、対応時間も増加

船橋市医療安全支援センターの取り組み
１　医療に関する苦情・相談への対応

【件数の推移】

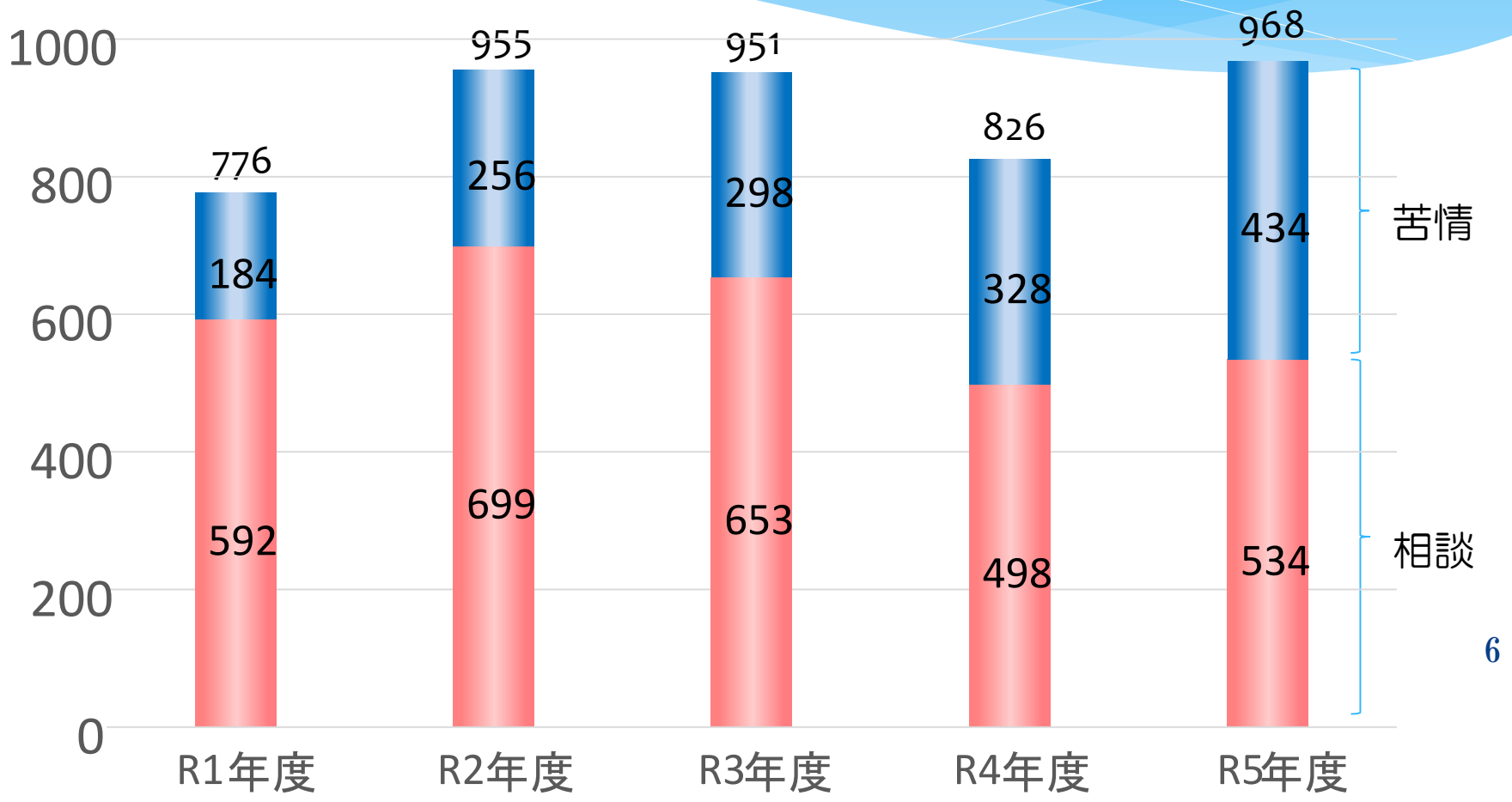

船橋市医療安全支援センターの取り組み
２　医療安全推進協議会

【目的】

　支援センターの運営方針、医療安全の推進のための方策等を検討するため、支援センターに船橋市医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、年２回開催している

【令和５年度実績】

* 開催日：２回（令和５年７月２４日、令和６年１月３１日）
* 協議内容
  - 令和４年度船橋市医療安全支援センターの実績報告について
  - 歯科診療所における医療安全対策について
  - 船橋市医療安全推進協議会事例検討部会について（報告）

  ほか

令和５年度の協議会では、歯科医院における医療安全対策について協議を行った

船橋市医療安全支援センターの取り組み
２　医療安全推進協議会

【協議内容：歯科医院における医療安全対策について】

* 歯科医院に対する検査内容（重点検査項目）
  - 「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（第2版）」に基づく感染対策がとられているか
  - 患者に対して治療方法等の説明がなされているか
  - 診療用放射線に関する安全管理がなされているか
* 検査方法
  - 新規開設時の立入検査
  - 医療法第２５条第１項に基づく立入検査（定期または臨時）
  - 船橋歯科医師会と連携して歯科医院への周知

引き続き重点項目として検査を実施するほか、歯科医師会の研修会でも周知啓発を行った

船橋市医療安全支援センターの取り組み
３　医療安全推進協議会事例検討部会

【目的】

　支援センターに寄せられた個別の相談事例の対応策の検討にとどまらず、相談事例をもとに医療提供施設が共通して持つ医療安全に関する課題を抽出し、課題の解決につなげるため、船橋市では相談事例を検討するために部会を設置し、年１回開催している。

【令和５年度実績】

* 開催日：令和６年１月１２日（金）
* 内容：4事例について委員と意見交換を行った
  - 重複処方に関する事例
  - 薬局に関する事例
  - 歯科に関する事例
  - 精神に関する事例

船橋市医療安全支援センターの取り組み
３　医療安全推進協議会事例検討部会

* 4事例について意見交換の結果の中で、お薬手帳については
  - 発行された薬局でしか使用できない
  - 他の病院にかかっていることを知られたくない
  - 先生に悪いからと言って専用のお薬手帳を持ち歩く

といった正しく活用されていない事例があることが委員から報告された

* お薬手帳の正しい活用について出前講座等により市民に啓発を行う
  - 医療機関や薬局を利用する際は必ず持って行き、医師や薬剤師に提示する
  - お薬手帳は一つにまとめて継続して記録する
  - 服用後の体調変化があったときや、自分で購入した薬などを飲んだ時に記入する

船橋市医療安全支援センターの取り組み
４　医療安全研修会

【目的】

医療機関等の管理者や医療安全管理者等に対し、法律に基づく各種医療安全対策が規定されていることの認識共有化を促すため、年１回開催している。

また、船橋市では、単に受動的に参加受講するだけでなく、市内病院に講師を依頼し、院内で発生した事例に伴う苦労話等を語ってもらうことにより、決して他人ごとではないとの相互に意識改革を促す内容も盛り込んでいる。

【令和５年度実績】

〇開催日：令和６年１月１１日（木）

〇講演：演題「患者と医療者を対話で繋ぐ、実践のコツ」

講師　荒神裕之　先生

（山梨大学医学部附属病院医療の質・安全管理部特任教授・医師ＧＲＭ）

〇参加者：ｗｅｂ開催　　３３名

オンデマンド配信　７５名

船橋市医療安全支援センターの取り組み
５　病院患者相談窓口担当者連絡会議

【目的】

各病院の相談窓口担当者は、業務の関係上、院内で孤立しやすい面がある上、担当者に対する研修の機会が設定されていないため、担当者同士の繋がりを構築し、相互の情報交換や悩みの解消・緩和を図ることを目的とし、年１回開催している。

【令和５年度実績】

〇開催日：令和６年３月１９日（火）

〇内容：

「船橋市医療安全支援センターの業務について」

船橋市保健所保健総務課

「相談窓口担当者が考えるチーム医療への参加」

東京大学大学院医学系研究科在宅医療学講座　水木麻衣子　先生

〇参加者：２２名

船橋市医療安全支援センターの取り組み
６　市民向けの啓発

* リーフレット
  （医療相談窓口のご案内）
* 市ホームページ
* 広報ふなばし
* 出前講座
  ～上手なお医者さんのかかり方～

船橋市医療安全支援センター

医療相談窓口のご案内

電話相談

☎047-409-1640

月～金曜日

（祝日・年末年始を除く）

9：00～12：00

13：00～16：00

船橋市医療安全支援センター
〒273-8506　船橋市北本町 1-16-55
船橋市保健所保健総務課内

今後の取り組み

患者等から受ける医療安全相談の中には、医療機関に必要な指導を行うことで医療機関のシステムの改善につながる重要な内容が含まれているものがあり、安全安心な医療が提供されるために支援センターが果たす役割は大きい。

にもかかわらず、国が実施したアンケート結果によると、支援センターの周知度は低く、ますは、**船橋市医療安全支援センターの役割を患者や医療機関に広く認知させる**ことが求められる。

* 支援センターの相談体制の充実
* 研修会等を通じた医療機関等における安全対策の推進
* 市民への啓発

を進め、地域において患者が安全安心に医療を受けられる地域づくりを推進する